

CCUSに関する緊急提言

2022年10月5日

石油鉱業連盟

石油連盟

電気事業連合会

天然ガス鉱業会

日本ガス協会

1. 立法化・事業化の早期推進

- CCUS は、二酸化炭素を回収して地中に貯留し、大気中への放散を抑制することで我が国のカーボンニュートラルを達成する最終手段であり、エネルギー安定供給の観点、また、産業競争力の維持・改善の観点、自主開発エネルギーの安定利用やエネルギー産業の円滑なトランジションの観点から、極めて重要と考えています。
- かかる認識の下、経済産業省の CCS 長期ロードマップの中間とりまとめにおいて、2050 年にカーボンニュートラルを達成するためには、2030 年に CCUS の事業化を図ることが必要であり、2026 年には民間事業者において最終投資決定がなされる必要があるとされ、このため、「CCS 事業・国内法検討 WG においては、2022 年内に CCS 事業に関する法整備に向けた論点を整理する。その上で、可能な限り早期に CCS 事業に関する法整備を行う。」ことが必要とされています。
- 一方で、産業界は、CCS への参入を意思決定するための予見可能性ある事業環境がスケジュール通りに整うかという点を懸念しています。CCS では、地下構造を利用するため一定の不確実性があり、迅速な法整備を実現して、事業性やリスクやコストが明確化され、社会受容性が醸成されることで、初めて貯留事業への「参入」の具体化が進みます。貯留事業を実施する立場、CCS を利用する立場いずれの観点からも、迅速な法整備が重要であると考えています。
- 9 月 1 日に「CCS 事業・国内法検討 WG」と「環境と調和した CCS 事業のあり方に関する検討会」の合同会議が開催されました。この場でも指摘したとおり、迅速な立法が必要であり、来年度の制定に向けた早急な検討を要望します。

2. 事業推進の観点からの法整備

- CCS に必要となる二酸化炭素を地中に圧入する技術は、1970 年代から、石油天然ガスの増産を図る観点から開発され、国内外の油ガス田において、既に 50 年を超える実績があります。我が国では、鉱業法・鉱山保安法により振興と規制が円滑に実施されています。既に、合同会議において多くの専門家や団体から指摘があったとおりですが、今後、産業界が CCS を事業として投資を行うためには、CCS 事業に係る貯留権の創設や国への責任移管等を含む事業法の整備は急務です。コストと収益性のバランスを前提としつつ、予見可能性を担保するため、この二つの法律を基礎に事業法として立法される必要があると考えています。

3. CCUSに関する正当な認識

- 国民各位の理解を醸成しながら進めるという観点から、CCS 事業の意義や内容について国内外でのこれまでの実績を踏まえ、科学的かつ合理的な検討が必要と考えます。
- 二酸化炭素は現状においても、有価で取引される資源という面もあります。今後、二酸化炭素の排出を縮減し、エネルギーや資源の安定供給を図る観点から、安定的にCCU／カーボンリサイクルを進めることが必要であり、単純に廃棄物として扱うのは適切とは言えません。国として、CCU／カーボンリサイクルを事業として安定的に実現する仕組みを早期に整え、国民各位の理解を得られるように進めて頂きたいと考えています。
- 国際的にも、CCUS 事業を重要なエネルギー関連事業として積極的に推進するための制度的な環境整備が進められ、すでに大型プロジェクトも着手されているところであり、我が国においても、産業競争力の維持及びエネルギーのクリーン利用の実現のため早急な取組を要望します。

以上